

令和6年度

上水道管布設工事実施設計業務委託

特記仕様書

箕輪町水道課

6. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に委託者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 審査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

7. 引渡し

成果品の審査合格後、仕様書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了となる。

8. 疑義の解釈

仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又仕様書に定めのない場合は、委託者、受託者協議の上これを定めること。

[Ⅱ] 設計一般

1. 一般的事項

- (1) 業務の実施に当たり、受託者は監督員と常に連絡を取り、連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び主要な区切りの時は、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

2. 関連法規及び基準

本業務は、水道法・同施行令・同施行規則・河川法など関係法規に基づいて行うほか、次に示す設計基準によるものとする。

- (1) 水道施設設計指針・解説 (日本水道協会)
- (2) 水道施設維持管理指針 (日本水道協会)
- (3) 水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)
- (4) 水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- (5) 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会)
- (6) 土質工学ハンドブック (土質工学会)
- (7) 道路土工 仮設構造物工指針 (日本道路協会)
- (8) その他監督員が適当と認めたもの

3. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

4. 設計資料

設計の積算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

5. 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な図書等を所定の手続きによって貸与する。但し、損傷のないよう扱い、業務終了後直ちに返還するものとする。

6. 参考文献等の明記

業務に文献その他資料を引用した場合は、文献名等明記しなければならない。

[Ⅲ] 特記事項

1. 上水道管布設

- (1) 本業務には工事発注用の実施設計に加え、工事竣工後の精算設計（変更設計）を含みます。
- (2) 工事発注時期は未定ですが、設計着手から納品まで短期間で迅速に対応していただきます。よって、配置技術者および担当者は、長野県内の本店・支店及び営業所の所属者で、配管設計に十分に精通した者を選定してください。
- (3) 実施設計及び精算設計は工区ごとに監督員が納期を指定します。いかなる理由があっても、納期の延長は認めません。なお、最初の工事発注を令和6年6月に予定しています。工程管理を十分に行ってください。
 - 1) 各工区の設計書等の納品について
 - ① 実施設計においては、現地調査後、金入設計書1部、閲覧設計書2部、電子データ（設計図（CADデータ及びPDF形式）、閲覧設計書（PDF形式）及び設計書一式（Excel形式））及び委託者が指定したものを納品するものとする。
 - ② 精算設計書並びに精算設計図は、工事出来形図を基に精算設計書（設計書一式（Excel形式））、精算設計図（PDF形式）及び委託者が指定したものを納品するものとする。
- (4) 本業務に積算業務を含みます。積算業務は、代価表（歩掛表）の作成と金入設計書の作成です。積算の優先順位は以下の通りとします。

【資材費】

- ① 県単価 ② 刊行物 ③ 3社見積

【労務費・土工費】

- ① 水道事業実務必携

- ② 国土交通省土木工事積算基準書
- ③ 下水道用設計標準歩掛表
- ③ 公共建築工事標準単価積算基準

なお、積算に伴う費用については『標準歩掛_図面作成』のうち、縦横断面図および構造図の作成を免除することで流用しています。